

埼玉県児童虐待防止対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童虐待の根絶に向け、関係団体・機関において共通認識を深めるとともに、実効性ある防止施策等について検討を行う埼玉県児童虐待防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待に係る現状・課題を把握、分析すること。
- (2) 児童虐待防止に向けた施策への意見・提言に関すること。
- (3) 児童虐待防止施策における関係団体・機関間の連携に関すること。
- (4) 児童相談所における特に困難な事案の検討に関すること。
- (5) その他児童虐待防止に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる団体から推薦された者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は知事をもって充てる。
- 3 会長は会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 協議会に副会長を置き、会長が指名する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は協議会の会議の議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。
- 3 委員は、事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、半数以上の委員が出席しなければならない。ただし、次項の規定による会議を開催する場合は、この限りではない。
- 6 第2条（4）に定める事項について、児童相談所長又はこども安全課長から検討の依頼がなされ、会長が緊急を要すると判断した場合は、事案の性質等に応じて委員の中から特定の委員を指名し、臨時協議会を開催することができる。この場合、特に緊急を要するものについては、持ち回りによる会議とすることができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の2分の1以上の多数で議決したとき及び第2条（4）に定める事項の検討については、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 協議会の委員及び委員であった者は、非公開とした場合の案件について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、こども安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

別表 構成団体

団体・機関名
埼玉県医師会
埼玉県歯科医師会
埼玉県看護協会
埼玉県助産師会
埼玉弁護士会
埼玉県市長会
埼玉県町村会
埼玉県民生委員・児童委員協議会
全埼玉私立幼稚園連合会
埼玉県保育協議会
埼玉県私立中学高等学校協会
埼玉県児童福祉施設協議会
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部
埼玉県